

東地区電源設備改修工事

件名	東地区電源設備改修工事					
図面名称	表紙			仕様書番号		
縮尺	—	図面番号	1/4	作成年月日	令和7年4月24日	
業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画	管財	施設管理	電気係
陸上自衛隊 久留米駐屯地業務隊 管理科						

仕 様 書

1 件 名

東地区電源設備改修工事

2 場 所

福岡県久留米市国分町100番地 陸上自衛隊久留米駐屯地

3 概 要

東地区の東支5号柱から東支9号柱までの既設架空配線(155.2m 10条)を撤去し、埋設・露出配線配管(209.5m)を新設する。

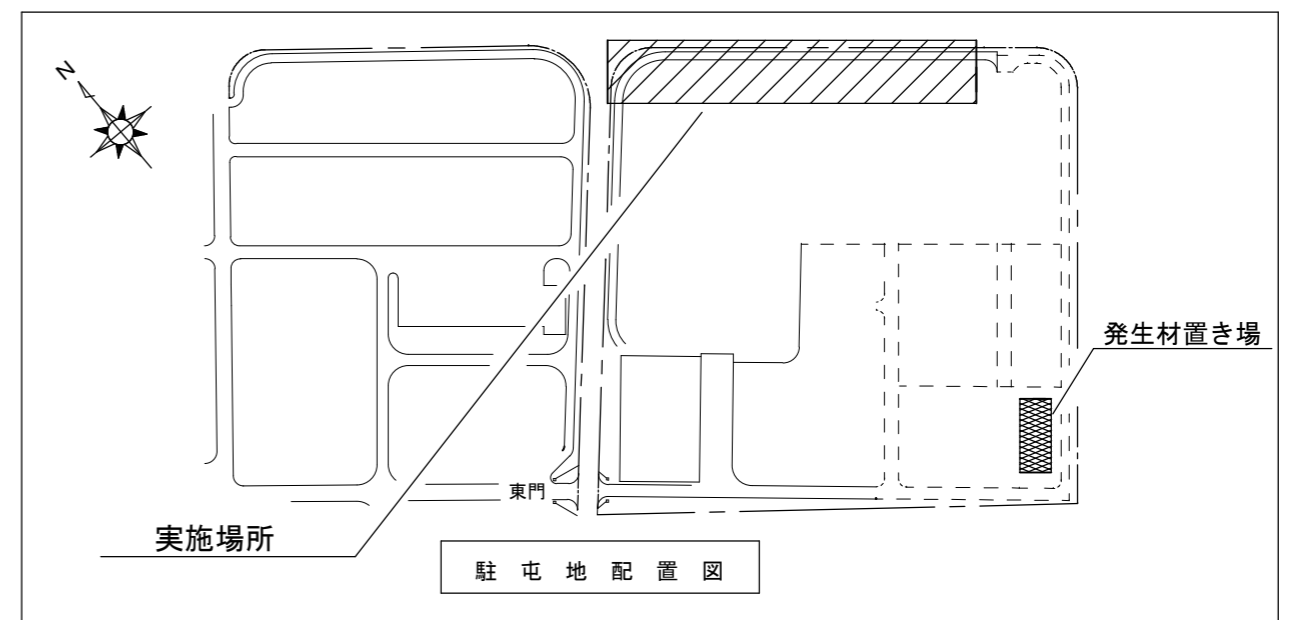
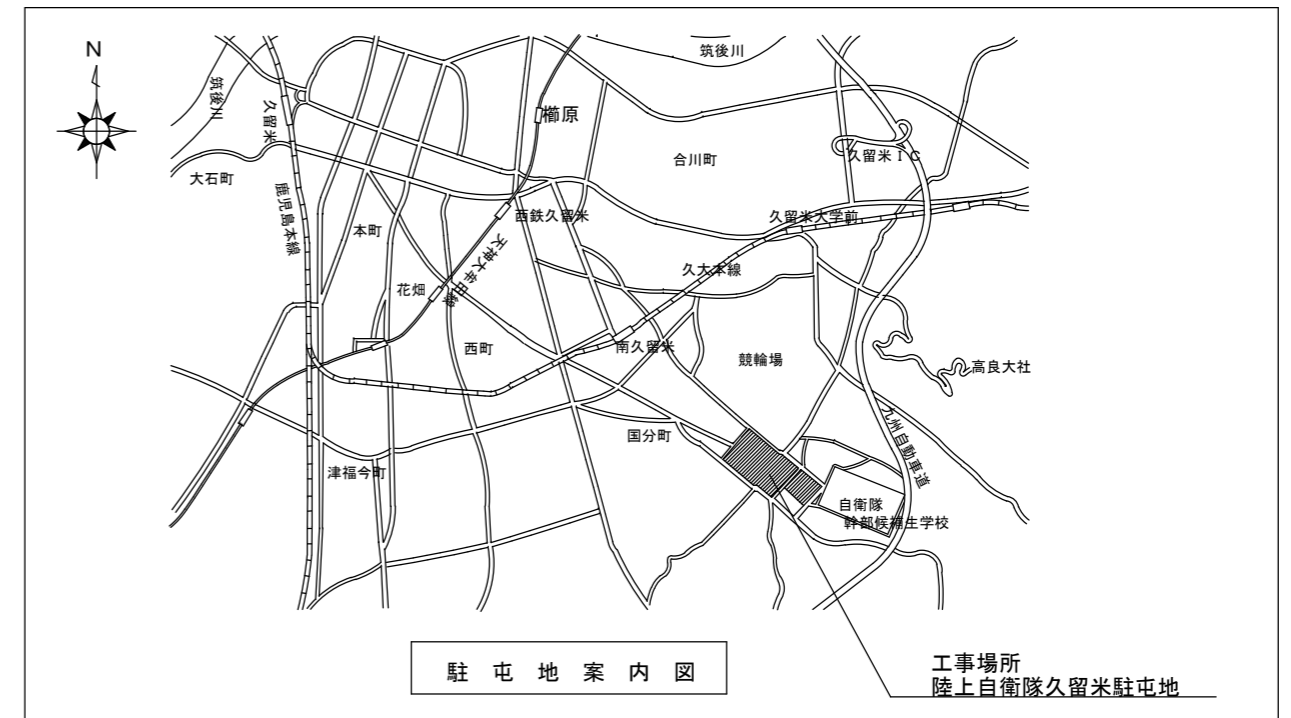
4 一般事項

- (1) 本工事は、本仕様書及び電気設備技術基準、内線規程等の規格により実施するものとし、仕様書に記載なき事項でも技術的に必要とされる事項は実施すること。
- (2) 本工事は、本仕様書の他、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書電気設備工事編・機械工事編」、その他関係諸法規を遵守し、実施すること。
- (3) 本工事で発生した金属発生材については、発生材調書を作成の上、監督官の指示する場所に集積し官側へ引き継ぐものとし、その他の発生材については請負業者の責任において適切に処分すること。
- (4) 本仕様書及び施工に関し疑義を生じた場合は、監督官と協議すること。
- (5) 施設等に損傷を与えないよう充分注意して施工すること。損傷を与えた場合には監督官に報告するとともに、請負業者の負担において速やかに復旧すること。
- (6) 本工事は、カメラ(カラー)又はデジタルカメラを使用し各工程ごと及び材料等、監督官の指示する箇所を撮影し、工事用アルバム(A列4番縦)に整理のうえ、監督官に1部提出すること。
- (7) 工事の実施にあたっては安全管理を徹底し、火災予防及び事故防止に留意するとともに当駐屯地諸規則を遵守すること。また、万一事故が発生した場合においても官側は一切責任を負わないものとする。
- (8) 本工事において官側の電気及び水の使用については請負業者の負担とする。やむを得ず、駐屯地側の電気、水を使用する場合は事前に監督官と協議した後、所定の手続きを実施し使用することができる。また、使用に要した費用については、請負業者の負担とする。

5 特記事項

(1) 全般

- ア 本工事に使用する材料はすべて新品とし、取付は現地において採寸のうえ監督官の承認を受け安全管理を徹底して実施すること。
 - イ 本工事による金属類の発生材は重量計測後、監督官が指示する構内の保管場所へ運搬すること。
 - ウ 工事実施日(土・日・祝日含む)は工程表を提出し、事前に監督官と打ち合わせをすること。
- (2) 本工事は、停電作業で実施すること。
 - (3) 工事完了後、各配線回路・機器含めた絶縁抵抗・電流値を測定すること。また、接地工事完了後接地抵抗測定(100MΩ以下であること。)を実施し、その結果を各種測定成績表(様式随意)にまとめ1部監督官に提出すること。
 - (4) 東支5号柱から東支9号柱の配管後はモルタル等で根巻きを施し、草刈り等から設備を防護すること。(GL+300mm四方)
 - (5) 新設埋設標柱は電力用コンクリート製・上部樹脂製キャップ付の物を使用し、埋設配管(配線)の行先を上部に表示すること。
 - (6) 新設図の②・③・④・⑥の各中間地点付近にプルボックス(250×250×200mm)を各1カ所設置すること。
 - (7) 防草シートで覆われている場所での掘削を行う場合、埋め戻した後に防草シートにて復旧すること。
 - (8) 新設する屋外電線管の支持材及びプルボックスはステンレス(メラニン焼付塗装仕上げ)を使用すること。
 - (9) 本工事の高所作業は、高所作業車による作業を見込むものとする。



件 名	東地区電源設備改修工事				
図面名称	仕様書・案内図・配置図				
縮 尺	1/X	図面番号	2/4	作成年月日	令和7年4月24日
陸上自衛隊 久留米駐屯地業務隊 管理科					

凡例

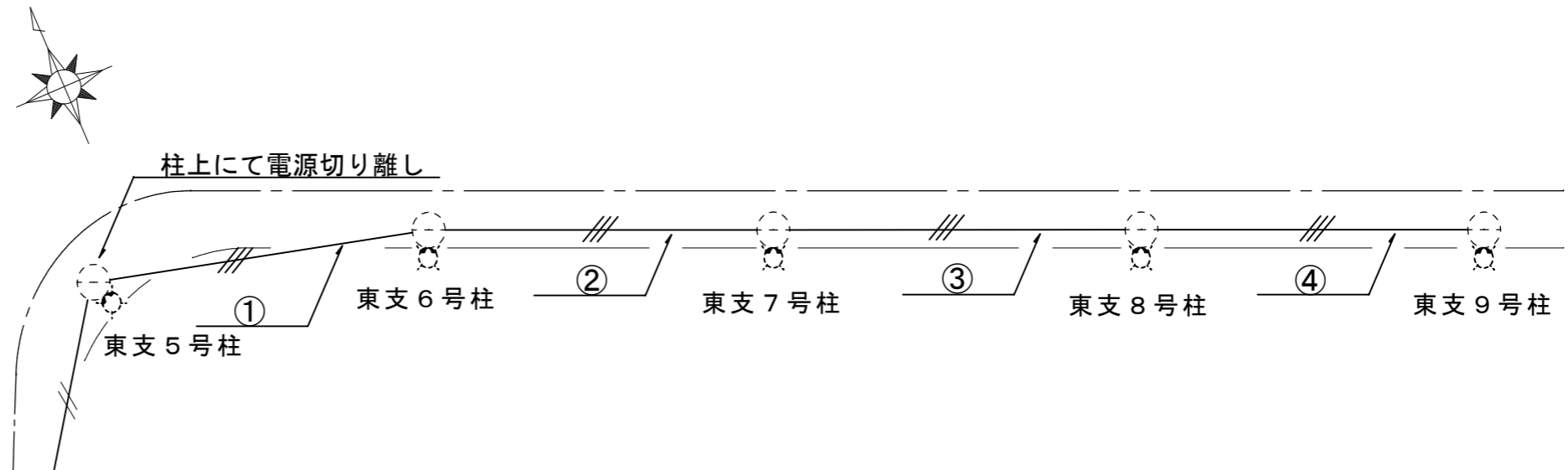
	既設架空配線
	撤去架空配線 (再使用しない)
	既設電柱
	既設防犯灯
	既設腕金・アームタイ
	撤去腕金・アームタイ (再使用しない)
	既設低圧引留碍子
	撤去低圧引留碍子 (再使用しない)
	撤去低圧ピン碍子 (再使用しない)

既設電線

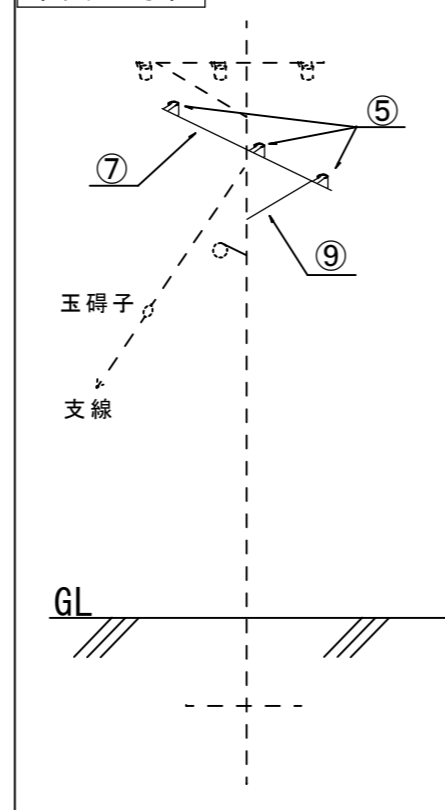
番号	品名	規格	長さ	備考
①	0W線	2.6mm × 3条	38.7m	撤去(再使用しない)
②		2.6mm × 2条	36m	撤去(再使用しない)
③		2.6mm × 3条	41.8m	撤去(再使用しない)
④		2.6mm × 2条	38.7m	撤去(再使用しない)

既設部品

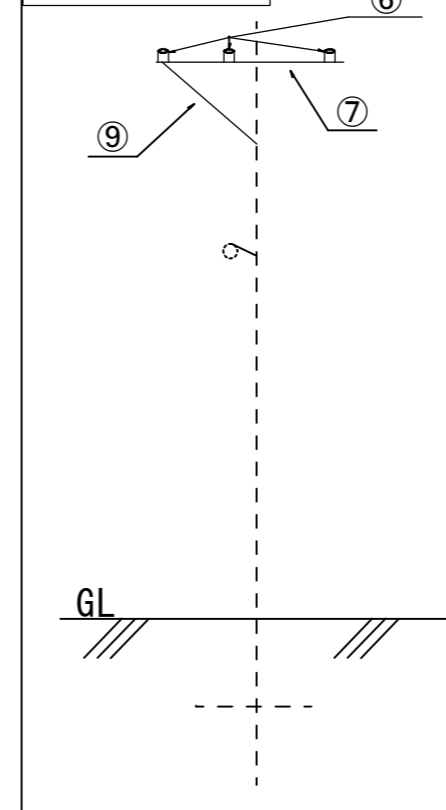
番号	品名	規格	数量	備考
⑤	低圧引留碍子	—	6個	撤去(再使用しない)
⑥	低圧ピン碍子	—	8個	撤去(再使用しない)
⑦	腕金	1200A	4本	撤去(再使用しない)
⑧	腕金	750A	1本	撤去(再使用しない)
⑨	アームタイ, 自在バンド	—, YK22811	5本	撤去(再使用しない)



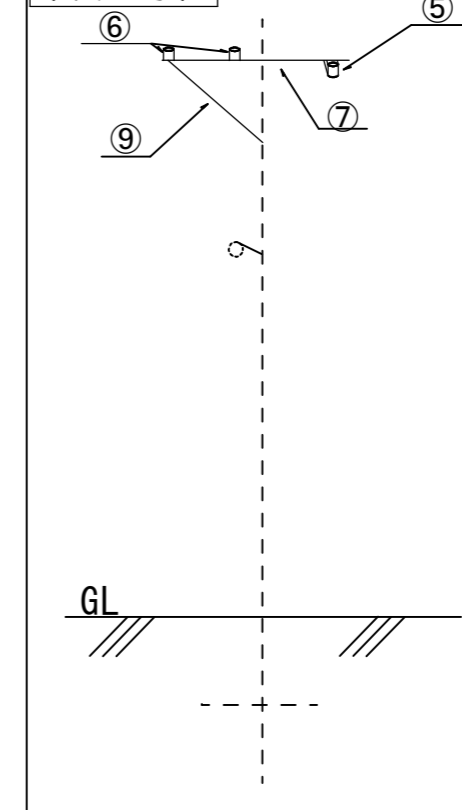
東支 5号柱



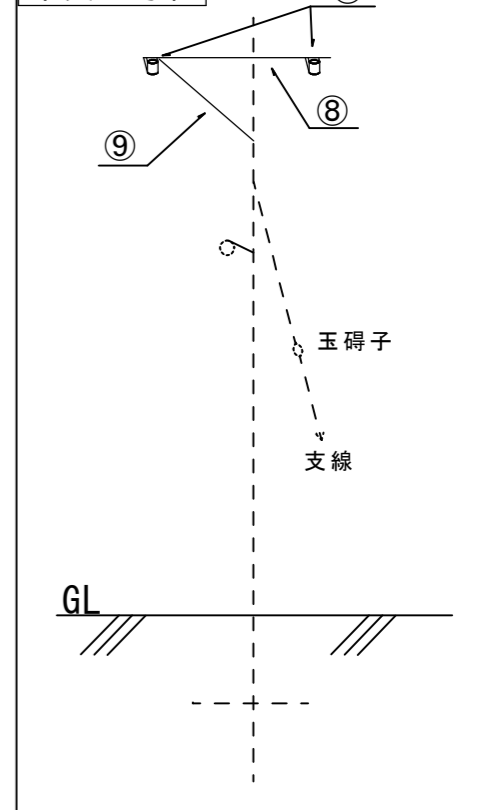
東支 6・7号柱



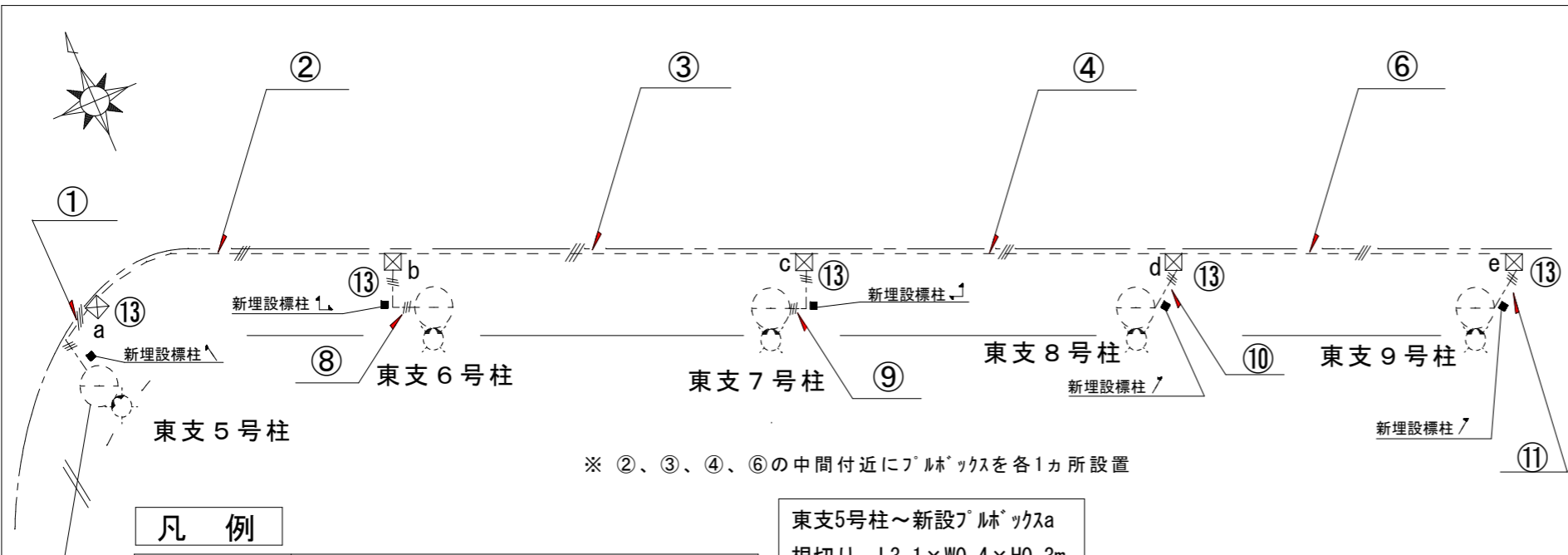
東支 8号柱



東支 9号柱



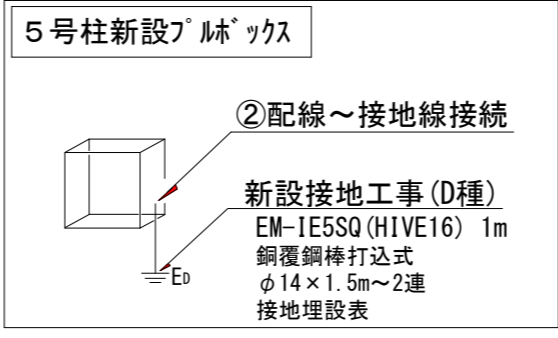
件名	東地区電源設備改修工事				
図面名称	東訓練場平面図 (撤去図)				
縮尺	1/X	図面番号	3/4	作成年月日	令和7年4月24日
陸上自衛隊 久留米駐屯地業務隊 管理科					



凡例

	既設架空配線
	新設露出配管
	新設地中埋設配管
	既設電柱
	既設防犯灯
	既設腕金・アームタイ
	既設低圧引留碍子
	新設ﾌﾞﾙｯｸｽ(250×250×200mm)

東支5号柱～新設ﾌﾞﾙｯｸｽa 根切り L3.1×W0.4×H0.3m
新設ﾌﾞﾙｯｸｽb～東支6号柱 根切り L2.6×W0.4×H0.3m
新設ﾌﾞﾙｯｸｽc～東支7号柱 根切り L2.4×W0.4×H0.3m
新設ﾌﾞﾙｯｸｽd～東支8号柱 根切り L1.7×W0.4×H0.3m
新設ﾌﾞﾙｯｸｽe～東支9号柱 根切り L1.8×W0.4×H0.3m



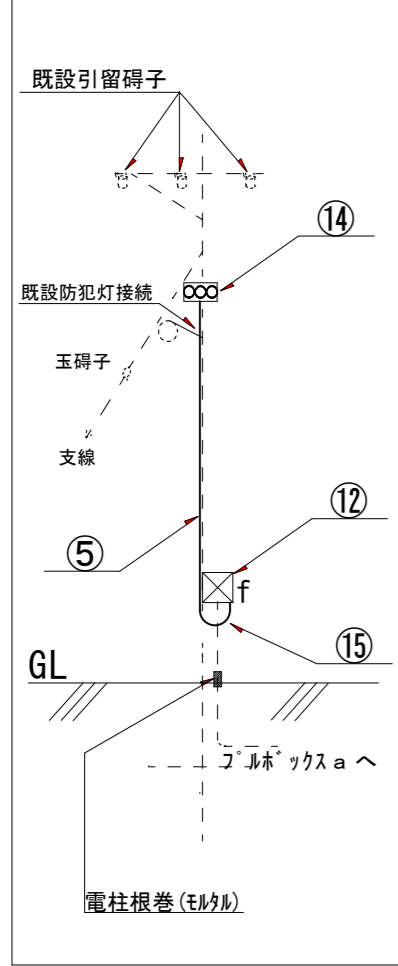
新設電線

番号	品名	規格	長さ	備考
①	EM-CE電線	8 [□] -4C	5.8m	新設ﾌﾞﾙｯｸｽf～新設ﾌﾞﾙｯｸｽa
②			37m	
③			41m	
④			42m	
⑤	EM-CE電線	8 [□] -3C	7m	既設引留碍子～新設ﾌﾞﾙｯｸｽf
⑥			39m	
⑧	EM-CE電線	5.5 [□] -3C	4.4m	
⑨			4.2m	
⑩			3.5m	
⑪			3.6m	
⑦			22m	6～9号柱 各5.5m (各0.5m ⑭～防犯灯配線含む)
⑰				

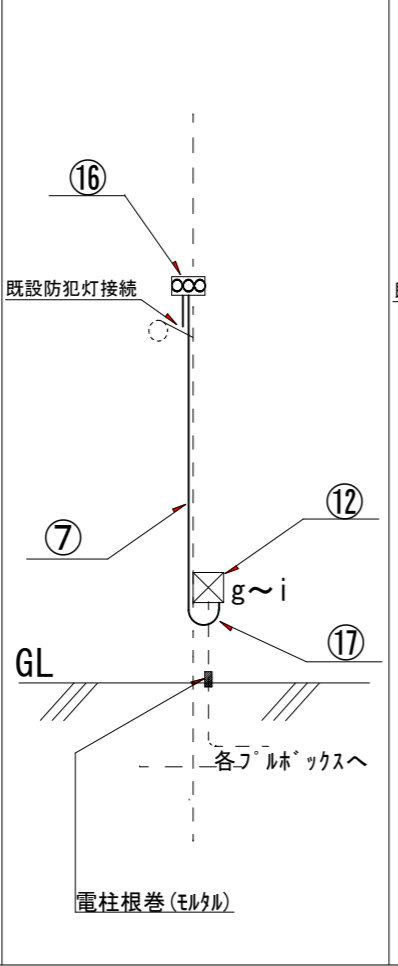
新設材料

番号	品名	規格	長さ	備考
①	地中埋設管	FEP φ30 (管接続材料含む)	5.8m	
②	厚鋼電線管	G28 (管接続材料含む)	37m	外柵配管
③			41m	外柵配管
④			42m	外柵配管
⑤	厚鋼電線管	G28 (管接続材料含む)	4m	電柱配管
⑥	厚鋼電線管	G22 (管接続材料含む)	39m	外柵配管
⑦	厚鋼電線管	G22 (管接続材料含む)	16m	6～9号柱各4m
⑧	地中埋設管	FEP φ30 (管接続材料含む)	4.4m	
⑨			4.2m	
⑩			3.5m	
⑪			3.6m	
⑫	ﾌﾞﾙｯｸｽ	250×250×200mm ステンレス製 電柱取付 (電柱取付金具含)	5個	f～j×5
⑬	ﾌﾞﾙｯｸｽ	250×250×200mm ステンレス製 フェンス取付 (フェンス取付金具含)	9個	a～e×5 ②、③、④、⑥の中間×4
⑭	イントラックスキャップ	G28	1ヵ所	
⑮	ビニル被覆金属製 可とう電線管	呼び30 (管接続材料含む) PB fから電線管 1m		
⑯	イントラックスキャップ	G22	4ヵ所	
⑰	ビニル被覆金属製 可とう電線管	呼び24 (管接続材料含む) PB g～jから電線管 各1m		
⑱	埋設標識シート	ﾀﾞﾌﾞﾙ 幅300mm	11.6m	①⑧⑨⑩⑪で使用

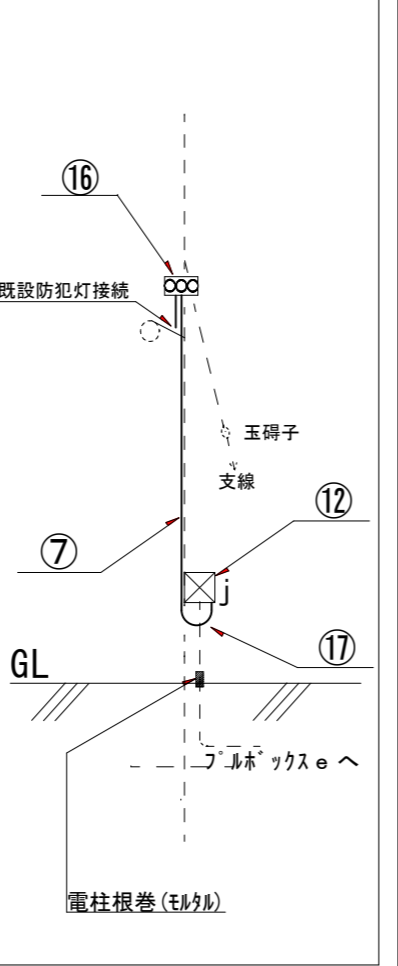
東支5号柱



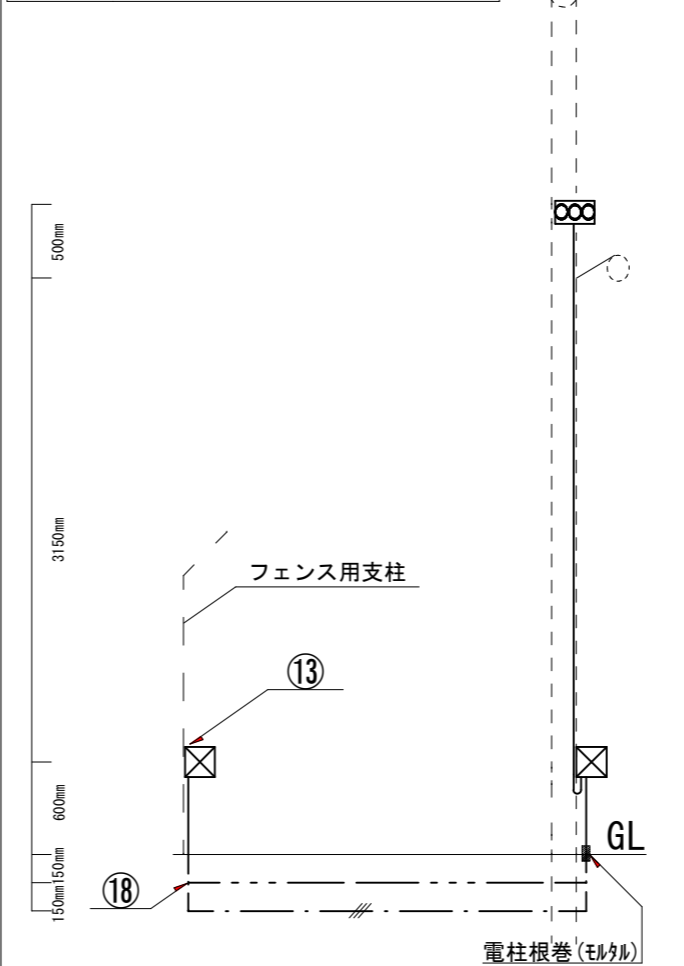
東支6・7・8号柱



東支9号柱



東支6・7・8・9号柱詳細図



件名	東地区電源設備改修工事			
図面名称	東訓練場平面図 (新設図)			
縮尺	1/X	図面番号	4/4	作成年月日 令和7年4月24日
陸上自衛隊 久留米駐屯地業務隊 管理科				